

摂津市保育施設利用調整基準

摂津市の保育施設については、以下のとおり基準を設け、①から順番に利用調整します。
同じ調整基準の場合は下記の「利用調整指数表」に基づき、調整します。

- ①摂津市産後休業・育児休業明け保育所等入所予約事業で内定した児童(4月入所かつ0歳児クラスのみ)
- ②小規模保育事業の卒園児等の受入れ先として連携協定がある施設間の転園に該当する児童
- ③障害児等加配(保育士等による支援)が必要な児童
- ④在園中の認可保育施設(※)又は企業主導型保育事業に上のクラスがなく、卒園する児童(4月入所のみ)
※小規模保育事業、事業所内保育事業の地域枠等
- ⑤認可保育施設又は企業主導型保育事業で勤務する(予定の)保育士の保護者がいる児童
※勤務する保育施設の所在地は問わないが、朝・夕のみのパート勤務は対象外
※育児休業からの復職、就労の開始、雇用契約の変更等、原則保育施設入所により就労時間が
増える場合のみ適用
- ⑥里親に養育されている児童
- ⑦上記以外の児童

利用調整指数表

1 基本指数 (保護者の状況(もっとも指数の低い者で算定))

番号	必要性の事由		細目		点数	
1	就労	会社等勤務 自営業等	就 労 時 間	月160時間以上	10	
2				月140時間以上160時間未満	9	
3				月120時間以上140時間未満	8	
4				月100時間以上120時間未満	7	
5				月64時間以上100時間未満	6	
6		内職等	従 事 時 間	月160時間以上	5	
7				月120時間以上160時間未満	4	
8				月64時間以上120時間未満	3	
9	出産前後		出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合14週間)前の日が属する月の月初から、出産日から起算して8週間を経過する日が属する月の月末までの範囲で、保育が必要な場合		8	
10	疾病・障害	傷病	入院又は常時病臥・絶対安静		10	
11			安静(子の保育ができない)		9	
12			療養(子の保育に支障がある)		8	
13		障害	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳Aを有する又はこれらと同程度の障害が認められる場合		10	
14			身体障害者手帳3級・4級、精神障害者手帳2級、療育手帳B1を有する又はこれらと同程度の障害が認められる場合		8	
15			身体障害者手帳5級・6級、精神障害者手帳3級、療育手帳B2を有する又はこれらと同程度の障害が認められる場合		6	
16	介護・看護	絶対安静又は日常生活での動作及び行動が著しく困難である等、常時介護・看護又は入院付き添いが必要な同居親族の介護・看護又は入院付き添いを常時行っている場合		8		
17		介護・看護及び通院介助が常態的に必要な同居親族の介護・看護及び通院介助を常態的に行っている場合		7		
18		週3日以上、児童発達支援施設等への親子通園のため保護者が同行している場合		6		
19	災害復旧		震災、風水害、火災等の復旧活動		12	
20	求職活動		内定先がある場合		2	
21			内定先がない場合		1	
22	就学 (学校又は職業訓練)	修 学・ 訓 練 時 間	月140時間以上		9	
23			月120時間以上140時間未満		7	
24			月64時間以上120時間未満		5	
25	前各号に準じると認められるとき					前各号に準じる

2 調整指数(加点・減点事由)

番号	内容	点数
1	産後休業又は育児休業を取得中の保護者が、保育施設への入所日から1か月以内に、産後休業又は育児休業を取得している職場へ復帰できる場合(4月入所選考においては申込締切日の翌日から3月までの復帰者を含む)	+3
2	兄弟姉妹が2人以上同時に摂津市内の認可保育施設への入所申込みをする場合(番号3と併用不可)	+1
3	多胎児が同時に入所申込みをする場合(三つ子以上の場合は、一人増えるごとに1点加点)(番号2と併用不可)	+2
4	兄弟姉妹(多胎児を含む)が既に在園している保育施設と同じ保育施設への入所を希望する場合(兄弟姉妹の在園施設に申込児童のクラス年齢がない場合を含む)(番号5と併用不可)	+3
5	4月入所選考において、摂津市内の小規模保育事業に入所中で卒園となるため転園申請を行っている園児の弟又は妹が保育施設への入所を希望する場合(番号4と併用不可)	+3
6	兄弟姉妹が別々の摂津市内の認可保育施設に通っており、同じ施設への転園を希望する場合	+3
7	第3子以降の児童である場合(児童の年齢に制限はなく、第4子以降は、一人増えるごとに1点加点)	+2
8	転入者又は転入予定者が入所希望月の前月まで転出地で認可保育施設に在園している場合	+6
9	摂津市外の認可保育施設に入所(小規模保育事業の卒園児及び従業員枠での入所の場合を除く)しており、4月に継続して在園できない可能性がある場合(4月入所選考のみ)	+6
10	認可保育施設が待機中であるが、週4日(月16日)以上かつ月64時間以上認可外保育施設等を利用して、保護者のいずれかが就労・就学(週4日(月16日)以上かつ月64時間以上)もしくは介護・看護をしている、又は疾病障害、災害復旧の状態にある場合	+4
11	ひとり親家庭又はそれに準ずる世帯	+10
12	保護者のいずれかが、年間200日以上、単身赴任、単身赴任に準ずる状態又は宿泊を伴う出張の状態である場合(勤務先による証明がある場合のみ適用)	+2
13	生活保護の受給世帯で、就労による自立支援につながる場合	+5
14	保育を必要とする事由が疾病・障害の保護者を除く同居家族(当該児童含む)が障害を有する場合(1名ごとに加点)	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級、障害年金1級の区分の場合 +2
15		上記手帳又は手当等のその他の区分の場合 +1
16	認定こども園に1号認定で在園中の児童が、同一施設の2号認定での入所を希望する場合	+1
17	当初利用希望日からの待機継続期間が1年以上の場合	+1
18	保護者以外の18歳以上65歳未満の同居者が求職活動中又は保育要件書類が未提出の場合(月64時間未満の就労者である等保育要件がない場合を含む)	-2
19	入所申込をせず自宅保育をしている就学前の児童が居る場合(希望施設の月齢に達していない場合を除く)	-3
20	正当な理由(被災等)なく保育料等を滞納している世帯	3か月以上の滞納がある場合 -20
21		3か月以上の滞納があるが、3年以内での完納となる額での児童手当の充当に同意している場合又は2か月以下の滞納がある場合 -1
22	申込年度内において保育施設への入所内定を辞退している場合(会社都合による職場復帰の延長や健康診断で入所不可となった場合等の本人の責めに帰さない場合を除く)	-3
23	前各号に準じると認められるとき	前各号に準じる

3 基本指数に調整指数を加えた値が同点の場合の、優先順位の決定基準

※同点の場合、以下の基準を1から順に当てはめて利用調整を行います。

番号	世帯の状況
1	希望する保育施設の希望順位が高い世帯
2	基本指数が高い世帯
3	生計を一にしている小学生6年生までの児童の人数が多い世帯
4	希望保育施設の数が多い世帯
5	勤務時間が短い方の保護者同士を比較し、勤務時間がより長い世帯
6	世帯の合計所得が低い世帯
7	当初利用希望日からの待機継続期間が長い世帯